

1. 開会日時・場所

日時 令和 3 年 8 月 24 日 (火) 午後 2 時 00 分
場所 三原リージョンプラザ南館 2 階 第 2 研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19 名 議席番号・氏名 次のとおり

1 番	田坂 友彦	2 番	寶田 清隆	3 番	新庄 實雄
4 番	佐々木 昭和	5 番	井長 哲	6 番	阪井 瑞枝
7 番	橋本 宏明	8 番	信藤 延夫	9 番	上田 励二
10 番	堀本 隆司	11 番	山口 郁恵	12 番	久留本 忠美
13 番	河村 博	14 番	花山 哲男	15 番	今田 正道
16 番	郷谷 幸男	17 番	林 壽彦	18 番	山口 龍子
19 番	武郷 勝巳				

欠席委員

なし

3. 議事録署名人

8 番 信藤 延夫 14 番 花山 哲男

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周
農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第 59 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 60 号議案	農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 61 号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第 62 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 63 号議案	非農地証明申請について
第 64 号議案	農用地利用集積計画について
第 65 号議案	農用地利用配分計画について
第 66 号議案	農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後 2 時 00 分

—議長開会挨拶—

議 長 本日の出席委員は 19 名中、19 名で定足数に達しておりますので、第 8 回総会は成立しております。

会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に 8 番 信藤委員、14 番 花山委員を指名します。

議 長 はじめに本日の総会の運営についてお諮りします。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、現在、三原市が集中対策の重点区域に指定されております。

このため、総会の運営について、地元委員の調査報告を省略した議事進行とし、開催時間を短縮したいと考えています。

ただし、各委員が総会で発言した方が良いと判断された案件については、事務局の提案があった後に質疑の形式で発言していただきたいと考えています。

また、事務局の説明も、簡略化した内容とさせていただくことになります。
このような議事進行をすることについて、賛同いただける方の挙手をお願いします。

議 長 挙手全員であります。
よって、地元委員の調査報告を省略した議事進行で本日の総会を運営します。

議 長 それでは、これから申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第59号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど事務局から提案のありましたように、日程第6第64号議案から日程第7第65号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議 長 日程第6 第64号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第64号議案に係る資料64の第1番から第6番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。第64号議案 農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を定めるものです。
今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域から件数2件、筆数3筆、面積5,091㎡、
〇〇地域から件数1件、筆数1筆、面積801㎡
〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積2,567㎡が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料64の2ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料64 農用地利用集積計画の第4番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第4番については、〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積801㎡を〇〇より農地中間管理機構に貸し付けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第4番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画について、資料64の第4番は原案のとおり承認決定されました。〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。
資料 64 農用地利用集積計画の第 1 番から第 3 番、第 5 番から第 6 番を審議します。
それでは担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。
第 1 番及び第 2 番については、〇〇地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積計 4,642 m²を〇〇より農地中間管理機構へ貸し付けるものです。
第 3 番については、〇〇地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積計 449 m²を〇〇より農地中間管理機構へ貸し付けるものです。
第 5 番から第 6 番については、〇〇地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積計 2,567 m²を〇〇より農地中間管理機構へ貸し付けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 3 番、第 5 番から第 6 番は、原案のとおり承認決定する事について、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画について、資料 64 の第 1 番から第 6 番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に日程第 7 第 65 号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第 65 号議案に係る資料 65 の農用地利用配分計画、第 1 番から第 6 番について審議します。本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 4 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 12 ページをご覧ください。第 65 号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
〇〇地域から件数 2 件、筆数 3 筆、面積 5,091 m²、
〇〇地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 801 m²
〇〇地域から件数 1 件、筆数 2 筆、面積 2,567 m²
について意見を求めます。
利用権を設定する農地については、資料 65 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で全体説明を終わります。

議 長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料 65 の農用地利用配分計画、第 1 番から第 2 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番から第2番については、〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積4,642㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

 ・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第1番から第2番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料65の第1番から第2番は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。

 ・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。
資料65の農用地利用配分計画、第3番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

 ・・・委員退席・・・

 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第3番については、〇〇地域から件数1件、筆数1筆、面積計449㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

 ・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第3番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手多数であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料65の第3番は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。

 ・・・委員入室・・・

議 長 続いて議事を進行します。
資料65の農用地利用配分計画、第4番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

 ・・・委員退席・・・

 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第4番については、〇〇地域から件数1件、筆数1筆、面積801㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第4番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料65の第4番は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 続いて議事を進行します。
資料65 農用地利用配分計画の第5番から第6番を審議します。
それでは担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明いたします。第5番から第6番については、〇〇地域から件数1件、筆数2筆、面積計2,567㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第5番から第6番を原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用配分計画について、資料65の第1番から第6番は全て原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。
- 議 長 次に日程第1 第59号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について第69件と第73件から第78件を審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議します。
はじめに第75件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・・・委員退席・・・
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書4ページをご覧ください。第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請、第75件について説明します。
第75件は、本郷北1丁目〇〇の所有権を移転するもので、農地法第3条の許可要件を満たしています。第75件に係る説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・

- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 75 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 3 条の規定による許可申請、第 75 件について、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。〇〇番委員は入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 引き続き議事を進行します。農地法 3 条の規定による許可申請、第 75 件を除く、第 69 件と第 73 件から第 78 件の申請について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 1 ページをご覧ください。第 75 件を除く申請について説明します。申請件数は 6 件で、全て所有権の移転を行うものです。
第 69 件は、第 7 回総会で審議保留とした案件で、この度、譲受人から農地の整備計画を含む営農計画書が提出されたため、今総会で審議を行うものです。
第 77 件は、第 7 回総会で「別段面積の特例区域」が設定された農地です。
申請案件は、すべて農地法第 3 条の許可要件を満たしております。
農地法第 3 条による許可申請の説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 75 件を除く、第 69 件と第 73 件から第 78 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 3 条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 次に日程第 2 第 60 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について第 25 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 6 ページをお開きください。第 60 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
申請件数は 1 件で、転用目的は墓地です。
許可基準は、「農地法第 4 条第 6 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第 4 条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第 4 条の規定による許可申請第 25 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、農地法第 4 条の規定による許可申請について本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

次に日程第3 第61号議案を上程します。
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第7件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをお開きください。第61号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
申請件数は1件です。
内容は、平成30年4月26日付けで、株式会社〇〇が農地法第5条許可指令を受け、分譲宅地を造成した土地について、〇〇が継承し、共同住宅を建設するため、事業計画を変更するものです。
事業計画変更後の農地転用については、第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請第87件において審議いただきます。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第7件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手多数であります。
よって、転用許可後の事業計画変更承認申請の本案は、原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議長 次に日程第4 第62号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第84件から第91件を審議します。
事務局の説明を求めます

事務局 議案書8ページをお開きください。第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
申請件数は8件です。転用目的の内訳は、資材置場が3件、宅地が4件、太陽光発電施設が1件です。
許可基準について、第87件は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
その他の案件は、いずれも農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
なお、第86件は許可を得ることなく無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。
農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第84件から第91件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第5条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

- 議 長 次に日程第5 第63号議案を上程します。
非農地証明申請について、第28件から第29件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書10ページをお開きください。第63号議案 非農地証明申請について説明します。
申請件数は2件で、いずれも長期間耕作放棄され、現況地目：原野として申請されています。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請、第28件から第29件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、非農地証明申請については、申請のとおり決しました。
- 議 長 次に日程第8 第66号議案を上程します。
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて、第13件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書13ページをご覧ください。第66号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて説明します。
第13件は、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号の設定基準「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地又は将来荒廃農地となるおそれがある農地であること」に該当します。
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。
本議案に賛成の方は、挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する別段面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は、原案のとおり決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 2件
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件
○農地法第5条の規定による許可不要案件 2件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1件
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件
○非農地判断 57筆
- 2 その他
○今後の日程
令和3年第9回定例総会 9月24日(金)14時

議 長

その他、何かありませんか。
無いようなので、これもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。